

開 会 午前10時00分

○事務局長（佐々木 健君） 議会開会前に、岩手県町村議会議長会よりの表彰状の伝達式を行います。

大槌町議会議員金崎悟朗様への議長会よりの表彰式伝達式でございます。

初めに、今回の表彰と金崎議員の経歴を御紹介いたします。

大槌町町村議会議長会表彰は、議員として11年以上在職された方に対し贈られるものであります。

金崎議員は、平成15年9月1日大槌町議員となられ、通算11年を超す議員活動を展開してこられました。議会議員の一員として、大槌町政発展のために貢献されております。特に、震災後の平成25年6月に設置された東日本大震災復興対策特別委員会の委員長に就任され、命のトンネルとも言える三枚堂・大ケロトンネル実現化に委員長として大いに御尽力されました。

御承知のように、旧庁舎に関する議論が保存か解体かということに収れんされ、そうした現実を憂慮せざるを得ませんでした。議会としては、慰霊の場を設けるなどの優先すべき課題があることを再認識した上で、旧庁舎に関する結論を出すことを持ち越す意見書を委員長として町長へ首肯するというに至りました。

金崎議員におかれましては、この後ますます議員活動の展開が期待されます。

それでは、県内の町村議会の連合会であります岩手県町村議会議長会よりの表彰状の伝達式を小松議長より行います。

それでは、小松議長、前のほうにお進みください。金崎議員も前のほうにお進みください。

○議長（小松則明君） 表彰状、大槌町金崎悟朗殿。

あなたは、多年議会議員として地方自治の振興発展に寄与されたその功績はまことに顕著である。よって、ここにこれを賞します。

平成28年2月19日、岩手県町村議会議長会会長、昆 暉雄。

おめでとうございます。（拍手）

○事務局長（佐々木 健君） それでは、ここで金崎悟朗議員より御挨拶を頂戴いたします。

○11番（金崎悟朗君） この場をおかりしまして、一言御挨拶を申し上げます。

顧みますと、平成15年9月、初議会、思いのほか緊張していたことを思い出します。

初心忘るべからずという言葉、今改めて感じております。

あの忌まわしい東日本大震災津波から間もなく5年。思い出したくもありませんが、私たちは復興に皆さんと一緒に立ち向かわなければならないと思っております。ただ、当時の同胞2名の議員を失ったことにつきまして、本当に議会としては大きな損失であったと今感じております。

けれども、まだまだすべきことが山積しております。議会の機能を十二分に発揮すべく、今回の表彰におごることなく、これからの議員活動に鋭意努力していくことをお誓い申し上げ、簡単ではございますが挨拶にかえさせていただきます。

どうもありがとうございます。（拍手）

○事務局長（佐々木 健君） 御協力ありがとうございます。

以上で、表彰状の伝達式を終了いたします。

定例会は午前10時に開会いたします。もうしばらくお待ちくださいませ。

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、平成28年第1回大槌町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松則明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

10番、及川 伸君及び11番、金崎悟朗君を指名いたします。

○

日程第2 会期の決定

○議長（小松則明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月18日までの15日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月18日までの15日間と決定いたしました。

○

日程第3 諸般の報告及び行政報告

○議長（小松則明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

議長会等の動向につきましては、その概要を取りまとめお手元に配付しておりますので、ごらん願います。なお、詳細につきましては関係書類が事務局にございます。

次に、本日まで受理した請願はありませんことを報告いたします。

続いて、釜石大槌地区行政事務組合議会の報告を及川 伸君にお願いいたします。

御登壇をお願いします。

○10番（及川 伸君） [報告書のとおり]

○議長（小松則明君） 続いて、岩手沿岸南部広域環境組合議会の報告を阿部俊作君にお願いいたします。御登壇をお願いいたします。

○8番（阿部俊作君） [報告書のとおり]

○議長（小松則明君） 続いて、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告は事務局からいたします。

○事務局長（佐々木 健君） [報告書のとおり]

○

日程第4 町長並びに教育委員長施政方針演述

○議長（小松則明君） 日程第4、町長並びに教育委員長の施政方針演述を行います。

初めに、町長の演述を求めます。町長、御登壇をお願いいたします。

○町長（平野公三君） [演述書のとおり]

○議長（小松則明君） 次に、教育委員長の演述を求めます。教育委員長、御登壇願います。

○教育委員長（沼田義孝君） [演述書のとおり]

○議長（小松則明君） 11時25分まで休憩いたします。

休 憩

午前11時18分

○

再 開

午前11時25分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

日程第5 承認第1号 大槌町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する

条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについて

- 日程第 6 報告第 1 号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について
- 日程第 7 報告第 2 号 「大槌町地方創生総合戦略」及び「大槌町人口ビジョン」策定に係る報告について
- 日程第 8 報告第 3 号 「大槌町地域福祉推進計画」策定に係る報告について
- 日程第 9 議案第 1 号 大槌町集会所の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 2 号 大槌町副町長の選任に関し同意を求めることについて
- 日程第 11 議案第 3 号 大槌町教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第 12 議案第 4 号 大槌町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の制定について
- 日程第 13 議案第 5 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 6 号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 7 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 9 号 大槌町町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 10 号 大槌町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 11 号 大槌町住居表示整備審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 12 号 大槌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 13 号 大槌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第 2 1 議案第 1 4 号 大槌町東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 2 議案第 1 5 号 大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 3 議案第 1 6 号 業務委託契約の締結について
- 日程第 2 4 議案第 1 7 号 大槌町公共下水道根幹的施設の復興事業に係る建設工事委託に関する協定の締結について
- 日程第 2 5 議案第 1 8 号 財産の取得について
- 日程第 2 6 議案第 1 9 号 財産の取得について
- 日程第 2 7 議案第 2 0 号 財産の取得について
- 日程第 2 8 議案第 2 1 号 財産の取得について
- 日程第 2 9 議案第 2 2 号 大槌町過疎地域自立促進計画を定めることについて
- 日程第 3 0 議案第 2 3 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて
- 日程第 3 1 議案第 2 4 号 町道の路線認定、廃止及び変更について
- 日程第 3 2 議案第 2 5 号 平成 2 7 年度大槌町一般会計補正予算（第 4 号）を定めることについて
- 日程第 3 3 議案第 2 6 号 平成 2 7 年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を定めることについて
- 日程第 3 4 議案第 2 7 号 平成 2 7 年度大槌町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を定めることについて
- 日程第 3 5 議案第 2 8 号 平成 2 7 年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）を定めることについて
- 日程第 3 6 議案第 2 9 号 平成 2 7 年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 3 号）を定めることについて
- 日程第 3 7 議案第 3 0 号 平成 2 7 年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を定めることについて
- 日程第 3 8 議案第 3 1 号 平成 2 7 年度大槌町水道事業会計補正予算（第 2 号）を定めることについて
- 日程第 3 9 議案第 3 2 号 平成 2 8 年度大槌町一般会計予算を定めることについて
- 日程第 4 0 議案第 3 3 号 平成 2 8 年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定める

ことについて

日程第4 1 議案第3 4号 平成2 8年度大槌町簡易水道事業特別会計予算を定めることについて

日程第4 2 議案第3 5号 平成2 8年度大槌町下水道事業特別会計予算を定めることについて

日程第4 3 議案第3 6号 平成2 8年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計予算を定めることについて

日程第4 4 議案第3 7号 平成2 8年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについて

日程第4 5 議案第3 8号 平成2 8年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて

日程第4 6 議案第3 9号 平成2 8年度大槌町水道事業会計予算を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第5、承認第1号大槌町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについてから日程第46、議案第39号平成28年度大槌町水道事業会計予算を定めることについてまでの42件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を第2号及び第3号議案については町長から、それ以外については総務部長から説明を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 私のほうからは、議案第2号、第3号の人事案件に関する提案理由を申し上げたいと思います。

まず、第2号大槌町副町長の選任に関し同意を求めることについて御説明申し上げます。

今年4月1日から新たに副町長として澤舘和彦氏を任命するため、地方自治法第162条の規定によって議会に提案するものであります。

澤舘氏は昭和53年4月の入庁以来、行政職員として勤務され、財政課長、教育部長及び総務部長を歴任し、経験も豊富であり行政の補佐役として適任であると考え、今回副町長に選任し、議会の同意を求めるものであります。

澤舘氏の住所は大槌町大ケロ一丁目12番35号。生年月日及び年齢は昭和33年5月9日生まれで57歳であります。任期は本年4月1日から平成32年3月31日までの4年間とな

ります。

次に、第3号大槌町教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについてであります。

本年3月30日をもって任期満了となる大槌町教育委員会教育長伊藤正治氏につきまして、教育長として任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって議会に提案するものであります。

伊藤氏については、現在おおつち学園の校舎整備事業及び新たに制度化される義務教育学校の導入等に取り組んでいただいている最中であり、教育行政の牽引役として適任であると考え、教育長の任命に関し議会の同意を求めるものであります。

伊藤氏の住所については、大槌町大槌第24地割14番5号。生年月日及び年齢は昭和23年10月28日生まれ、67歳であります。任期は本年3月31日から平成31年3月30日までの3カ年となります。

以上2件、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（澤館和彦君） 平成28年第1回大槌町議会定例会における承認1件、報告3件、議案38件につきまして、一括で提案理由を申し上げます。

承認第1号大槌町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについては、年度末に個人番号の記載に関し税制大綱で見直しがあり、平成28年1月1日から適用させる必要があるため専決処分したもので、議会に報告し承認を求めるものであります。

報告第1号工事請負変更契約締結の専決処分の報告については、町道中村線（山岸橋ほか2橋）橋梁補修工事の変更契約に関し専決処分をしたことから報告するものであります。

報告第2号「大槌町地方創生総合戦略」及び「大槌町人口ビジョン」策定に係る報告については、まち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づき、まち・ひと・しごと創生に関する施策について基本的な計画を策定したことから報告するものであります。

議案第3号「大槌町地域福祉推進計画」策定に係る報告については、平成28年度から平成32年度までの5年間の計画を策定したことから報告するものであります。

議案第1号及び議案第4号から議案第15号までについては、条例の制定及び一部改正の条例であります。

議案第1号大槌町集会所の設置及び管理に関する条例の制定については、沢山地区集会所及び今後整備される集会所に関し、その設置及び管理について定めるものであります。

議案第4号大槌町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の制定については、行政不服審査法の改正に伴い、裁決に当たって調査・審議する第三者委員会の設置が必要となったため、既存の大槌町情報公開・個人情報保護審査会と統合した審査会を設置するものであります。

議案第5号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、審査請求機関等の関係条例の整備であります。

議案第6号学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、新たに制度化された義務教育学校に関し、関係条例を整備するものであります。

議案第7号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告及び岩手県人事委員会勧告を勘案し、行政職給料表等を改正するものであります。

議案第9号大槌町町税条例の一部を改正する条例については、国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額について改正するものであります。

議案第10号大槌町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、地域防災力の強化を図るため、機能別消防団員制度を導入するものであります。

議案第11号大槌町住居表示整備審議会条例の一部を改正する条例については、委員の選出区分等の改正であります。

議案第12号大槌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、介護保険法の一部改正に伴い、地域密着型サービスの運営や人員に関する基準等の改正であります。

議案第13号大槌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者運営推進会議の義務づけ等の改正であります。

議案第14号大槌町東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例については、東日本大震災復興交付金制度要綱の計画期間が平成32年度まで延長されたことに伴い、

期限を平成32年9月30日まで延長するものであります。

議案第15号大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例については、新たに整備された末広町町営住宅を追加するものであります。

議案第16号業務委託契約の締結については、大槌町町方地区隣接地一体造成事業業務委託契約の変更契約であります。

議案第17号大槌町公共下水道根幹的施設の復興事業に係る建設工事委託に関する協定の締結については、大槌浄化センターの増設工事の変更契約であります。

議案第18号から議案第21号までの財産の取得については、災害公営住宅に関する財産取得であります。

議案第18号財産の取得については、町方地区（末広町）災害公営住宅の財産取得であります。

議案第19号財産の取得については、町方地区（本町1・上町）災害公営住宅の財産取得であります。

議案第20号財産の取得については、平成26年度大槌町災害公営住宅買取事業（浪板児童館跡地区・安渡A地区・吉里吉里A地区）A群の財産取得であります。

議案第21号財産の取得については、平成26年度大槌町災害公営住宅買取事業（浪板児童館跡地区・安渡A地区・吉里吉里A地区）B群の財産取得であります。

議案第22号大槌町過疎地域自立促進計画を定めることについては、過疎地域自立促進特別措置法の平成32年度までの延長に伴い、平成28年度から平成32年度までの過疎地域自立促進計画を策定するものであります。

議案第23号辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについては、平成28年度から平成31年度までの徳並辺地の総合整備計画を定めるものであります。

議案第24号町道の路線認定、廃止及び変更については、53路線の町道認定、22路線の廃止及び2路線の変更であります。

議案第25号から議案第31号までについては、各会計の平成27年度補正予算であります。

議案第25号平成27年度大槌町一般会計補正予算（第4号）を定めることについては、歳入歳出予算から6億6,400万円を減額し、歳入歳出総額を659億2,540万円とするものであります。繰越明許費については追加37件、変更2件、債務負担行為については追加3件、変更2件、地方債については追加2件、変更7件、廃止1件の補正であります。

議案第26号平成27年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めること

については、歳入歳出予算に4,347万1,000円を追加し、歳入歳出総額を24億2,130万4,000円とするものであります。

議案第27号平成27年度大槌町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについては、歳入歳出予算から505万円を減額し、歳入歳出総額を6,411万8,000円とするものであります。

議案第28号平成27年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を定めることについては、歳入歳出予算から15億5,315万9,000円を減額し、歳入歳出総額を28億6,470万4,000円とするものであります。繰越明許費については追加1件、地方債については1件の補正であります。

議案第29号平成27年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについては、歳入歳出予算から3億7,566万3,000円を減額し、歳入歳出総額を7億6,810万2,000円とするものであります。地方債については1件の補正であります。

議案第30号平成27年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めることについては、歳入歳出予算から193万1,000円を減額し、歳入歳出総額を1億1,847万6,000円とするものであります。

議案第31号平成27年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについては、第2条収益的収入及び支出において、支出予算に569万円を追加し、総額を2億4,514万2,000円とするものであります。第3条資本的収入及び支出において、収入予算から10億7,875万6,000円を減額し、総額を5億965万7,000円とするとともに、支出予算から11億299万6,000円を減額し、総額を5億4,759万6,000円とするものであります。

議案第32号から議案第39号までについては、各会計の平成28年度予算であります。

議案第32号平成28年度大槌町一般会計予算を定めることについては、歳入歳出予算の総額を520億円と定めるものであります。債務負担行為については8件、地方債については10件となっております。

議案第33号平成28年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについては、歳入歳出予算の総額を22億1,644万2,000円と定めるものであります。

議案第34号平成28年度大槌町簡易水道事業特別会計予算を定めることについては、歳入歳出予算の総額を2,491万5,000円と定めるものであります。

議案第35号平成28年度大槌町下水道事業特別会計予算を定めることについては、歳入歳出予算の総額を57億3,496万9,000円と定めるものであります。債務負担行為について

は、排水設備等工事資金利子補給金ほか1件、地方債については下水道事業債であります。

議案第36号平成28年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計予算を定めることについては、歳入歳出予算の総額を18億5,554万8,000円と定めるものであります。債務負担行為については、排水設備等工事資金利子補給金ほか1件、地方債については漁業集落排水処理事業債であります。

議案第37号平成28年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについては、歳入歳出予算の総額を13億4,778万4,000円と定めるものであります。

議案第38号平成28年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについては、歳入歳出予算の総額を1億2,156万3,000円と定めるものであります。

議案第39号平成28年度大槌町水道事業会計予算を定めることについては、収益的収入及び支出の予定額を収入で2億5,003万6,000円、支出で2億3,450万3,000円とするものであります。資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入で20億958万6,000円、支出で21億6,327万7,000円とするものであります。

以上、一括で提案理由を申し上げます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 以上をもって当局の説明は終わりました。

○

日程第9 議案第1号 大槌町集会所の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（小松則明君） 次に、日程第9、議案第1号大槌町集会所の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（高橋新吾君） 議案第1号大槌町集会所の設置及び管理に関する条例につきまして御説明申し上げます。

お手元の資料の2枚目の条例の本文をごらんください。

条例の内容についてですが、第1条は条例の目的でございまして、住民の交流促進及びコミュニティ形成を図ることを目的としております。

第2条は、本条例で対象とする集会所の名称及び位置でございまして、施設名称は大槌町沢山地区集会所とし、施設の所在は大槌町大槌第23地割36番地2であります。

なお、今後整備される集会所につきましては、完成の都度、追加の改正を行っていくものでございます。

第3条から第5条までは、施設の使用許可や許可の制限、取り消し等について規定しております。

第6条から第8条までは、使用料について規定しております。使用料につきましては、条例別表1に掲げてございます。

第9条は、損害賠償について規定しております。

次のページに参りまして、第10条から第12条までにつきましては、集会所を指定管理者に管理させる場合の業務内容及び特別使用料金を規定しております。特別使用料金については、別表2に掲げております。

第13条は、委任規定でございます。

なお、本条例の施行日につきましては公布の日からとしております。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第1号大槌町集会所の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

最後に皆様にお諮りいたします。

後日予定しております予算特別委員会において、議事をスムーズにするため、皆様から前もって資料請求を受けたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議ありませんので、そのようにいたします。

それでは、8日、火曜日、午後5時までに必要な書類名を事務局へ申し出てください。

本日はこれをもって散会といたします。

あす5日から7日までは議案思考のため休会とし、8日は午前10時より再開いたします。

本日は御苦労さまでございました。

散 会 午前11時46分